

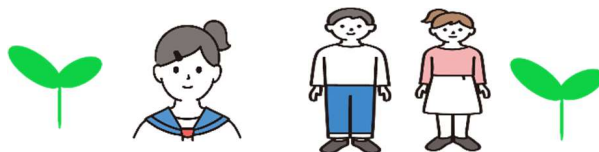


こども・学生ボランティア助成 募集要項 (小・中学生枠)

1 助成の目的

「市民公益活動」は市民のみなさんが、周りの人や社会のためになることを自分たちで考えて取り組む活動です。熊本市市民公益活動支援基金では、市民のみなさんからいただいた寄付をもとに、市民公益活動に取り組む団体の活動に助成しています。

こども・学生ボランティア助成は、熊本市市民公益活動支援基金の設置10周年をきっかけとして、熊本市の若い世代のボランティア等への関心の高まりを背景に、若い世代の考える「市民公益活動」の実践の機会を設けることで、活動を実践する若い世代及びそれを支える周囲の人々の市民公益活動への関心を高め、今後の市民公益活動への関心・参加意欲の向上に寄与することを目的に実施します。



2 助成の内容

◆申請ができる方

- (1) 熊本市内に主たる事務所又は拠点のあるボランティア団体・公益活動に取り組む団体

※法人はNPO法人のみが対象です。

- (2) 市民公益活動に関心があり、活動に監督責任を負う熊本市に在住、通学又は通勤する個人

※保護者の方や、地域の方、学校の先生等様々な方が対象です。

※申請者の方（個人）は、令和6年4月1日時点において満18歳以上である必要があります。満18歳以上の方であっても、高校に在学中の方は除きます。

※「熊本市暴力団排除条例」に基づき、暴力団、暴力団員、暴力団関係者からの申請は本助成事業の対象となりません。

◆助成額と助成率

5万円を上限に、対象となる活動経費を全額助成します。（助成予算50万予定）

※活動経費が6万円であれば、助成金5万円、自己負担1万円となります。

3 助成対象事業（助成の対象となる活動）

助成の対象となる事業は次の条件をすべて満たす事業（活動）です。

- （１） 熊本市に在住又は通学する小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）が地域や熊本市のために行う公益活動に関心を持ち、将来の活動者の育成につながる活動であること。
- （２） ５人以上の小・中学生を活動者とする活動であること。
- （３） 活動の発案・企画から実際の活動まで主体的に小・中学生が携わる活動であること。
- （４） 熊本市内で行う活動であること。

なお、活動の際は監督者（※）を配置する必要があります。

活動者は、ボランティア保険等の保険に加入する必要があります。



※この助成において、「活動者」「監督者」は次の方を想定しています。

- （１） 活動者 企画や運営（活動）のどちらか、または両方に関わり、実際にボランティア活動を行う方。
（実際にボランティア活動をする子どもたち等を想定しています。）
- （２） 監督者 未成年の活動者の活動を手伝い、その活動に責任を持つ方。
（４月１日時点で１８歳以上の方。高校生は監督者になれません。活動を助ける大人のことです。）

また、次に掲げる要件を全て満たす事業である必要があります。

- （１） 営利を目的としない公益的な事業であること。
- （２） 地域社会の発展に資すると認められるものであること。
- （３） レクリエーションを主な目的とした事業でないこと。
- （４） 個人に金品を支給することを目的とした事業でないこと。
- （５） **交付決定日から令和６年（２０２４年）１２月３１日までに完了する事業**であること。
- （６） 当該事業が当該年度内において、本市の他の助成等を受けている、又は受けることが決定している事業でないこと。
- （７） 既に着手した事業でないこと。

【注意事項】



- ・（５）の「交付決定日から～」と、助成要件の「既に着手した事業でないこと」から、計画を除く活動の準備（物を買う等の支払いを含む）は、交付決定後に行なわなければいけません。交付決定前に発生した費用は、助成の対象とできませんので、ご注意ください。
- ・ 当基金からの助成は、熊本市から別の助成金をもらっている場合、対象となりません。
- ・ 熊本市以外の他の助成金がある場合、助成対象経費から熊本市以外からの助成金等を差し引いた金額に対して助成を行います。なお、助成決定後に他の助成金等の交付を受けた場合は、助成金の一部または全部を取り消し、減額または返還をしていただくことがあります。

(参考)

◆対象とならない主な活動の例

- ・募金活動（個人に金品を支給することを目的とする活動に該当するため）
- ・親族のみを対象とした活動（祖父母・親戚との交流活動には、公益性が認められないため）
- ・子どもたちが楽しむことのみを目的としたクリスマス会等のレクリエーション（レクリエーションを主な目的とした事業）など



◆対象となる活動の例

- ・清掃活動等の環境美化活動、防災活動、自然を守る活動（実際に清掃などを行うことはもちろん、勉強し、周囲に広める活動も含まれます。）
- ・町内や校区等、地域の高齢者交流活動（クリスマス会であっても、このような目的であれば対象となります。）など

※小・中学生が考える「ボランティア活動」が助成の対象です。このほか様々な活動が対象となりますので、悩まれる場合はぜひご相談ください。

◆活動者の保険について

ボランティア活動中の事故に備えて、活動者を対象とするボランティア保険等に参加してください。次の要件を備えた団体であれば、**熊本市のボランティア活動保険（※）**の対象となります。

組織要件

- ① 代表者が明らかな団体であること。（会長等がいる団体）
- ② 規約等でボランティア活動を行うことを明らかにしている団体であること。
- ③ 年間のボランティア活動の計画が明らかな団体であること。（事前に計画が必要）
- ④ 会員、参加者等の範囲が明らかな団体であること。（名簿の作成が必要）
- ⑤ 団体の事務所、活動拠点が熊本市内であること。

活動要件

- ① 無報酬で行う活動であること。（ただし、実費弁償程度の場合も含む）
- ② 継続的、計画的な活動であること。（事前に作成された計画等で確認できる必要があります。）
- ③ 公益性のある奉仕活動であること。
- ④ 政治、宗教及び営利を目的とした活動でないこと。

※熊本市ボランティア活動保険

保険料は不要です。（市が保険料を負担し、保険会社と契約しています）

事前の登録・加入手続きは不要です。

事故発生後 30 日以内の手続きが必要です。

HP はこちら→



会則がない、代表者がいない団体や個人のボランティアの方は熊本市のボランティア活動保険の対象となりませんので、社会福祉協議会のボランティア活動保険や、民間の保険にご加入ください。

4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施に必要なもののうち、下記の経費です。

報償費	講師謝礼金、助成事業に携わった外部の者に対する謝金 等
旅費	講師招へい旅費、交通費、ガソリン代 等
役務費	通信費（切手代等）、運搬費、手数料、保険料 等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む。） 会場設営費、車両等の賃借料 等
事務・消耗品費	助成事業に係る物件費、材料費 等 印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）等
委託費	助成事業実施に必要なもの（ホームページ作成等）

◆人件費などについて

団体内部の方や、活動者の人件費（謝礼、報酬）は対象としません。例えば、活動を行った子どもたちへ図書カードを配る、といった費用は助成対象となりません。

活動者の旅費（交通費等）、保険料等は助成対象となります。ただし、子どもたちのボランティア活動促進のための助成であるため、ともに活動する大人などに係る経費については、監督者（原則、小・中学生の活動者の人数を超えないこと。）を対象とします。

※活動する子どもが5人ならば、監督者5人までの経費が対象です。

ともに活動する高校生については、小・中学生枠の直接の対象者ではありませんが、申請する事業の目的・内容に応じて、旅費、保険料等は助成対象とします。

◆昼食代、食料に関する費用等の取り扱いについて

活動時の昼食代、打ち合わせの際のお茶菓子等は助成対象となりません。



ただし、事業内容が食料を取り扱う内容の場合等の活動に必要な食材費は事務・消耗品費として助成対象となります。また、熱中症予防の飲料水などの購入も、同様です。

◆助成対象とならない経費について

次の経費は、活動に関わる経費であっても、助成対象となりません。

- 次のような団体等の維持運営に伴う経常経費等
 - ・事務所や活動拠点の家賃、光熱水費

- ・団体の所属員や活動者への謝礼、人件費 等
 - ・日常的な事務作業や団体内部で使用する備品等の物件費
- 助成金の交付決定前に支出した経費
- その他市長が適当でないと認める経費

【注意事項】



- ・助成事業は、事業の適正性や合理性を判断するため、助成対象経費を含めて審査されます。助成申請時に計上されていない経費は、助成対象経費となりません。

5 助成要件

助成を受けるにあたって、以下の条件があります。下記条件に違反すると、助成金の交付を取り消し、返還をしていただく場合がありますので、必ずご確認ください。

- (1) 事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、助成事業の目的以外に使用しないこと。
- (6) 助成事業が完了したときは、要綱に定める様式により熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書（様式第8号）及び事業収支決算書（様式第9号）を作成し、30日以内に市長あてに提出すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が助成対象経費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から（7）により減ずる額を差し引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱の定めを遵守すること。

6 助成申請について

(1) 助成交付申請期間

令和6年（2024年）4月1日（月）から令和6年（2024年）5月31日（金）まで

※書類の修正が必要な場合がありますので、5月18日（土）までに一度ご提出いただくことをおすすめします。31日（金）以降の修正はできません。

(2) 申請書類の配布

下記ホームページ及び熊本市地域活動推進課、熊本市市民活動支援センター・あいぽーとで配布いたします。

《熊本市市民公益活動支援基金ホームページ》

<https://www.kumamoto-aipor.com/city.kumamoto kouekikatsudou/>

<提出書類>

① 団体で申請をされる場合

- ・ 熊本市市民公益活動支援助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 活動者名簿（様式第 1 号 別紙 2）
- ・ 事業計画書（様式第 2 号の 1）
- ・ 事業収支計画書（様式第 3 号）
- ・ 定款、会則等団体の概要がわかる書類
- ・ 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式第 4 号）
- ・ 旅費等がある場合、算定の根拠となった資料 など



② 個人で申請をされる場合

- ・ 熊本市市民公益活動支援助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 様式第 1 号 別紙 1（小・中学生枠用）
- ・ 活動者名簿（様式第 1 号 別紙 2）
- ・ 事業計画書（様式第 2 号の 1）
- ・ 事業収支計画書（様式第 3 号）
- ・ 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式第 4 号）
- ・ 旅費等がある場合、算定の根拠となった資料 など

（３）申請方法

提出書類をあいぽーと窓口にご提出または下記住所へ郵送（必着）してください。

※メール、FAX 等での提出はできません



<提出先（郵送先）>

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所：〒862-0971

熊本市中央区大江 5 丁目 1 番 1 号 ウェルパルクまもと 1 階

Tel：096-366-0168 （受付時間 10：00～20：00 土日祝含む ※毎月第 2 木曜日休館）

（４）説明動画の配信について

4 月 1 日より、YouTube を利用し、こども・学生ボランティア助成の説明動画を配信いたします。ぜひご視聴ください。

配信 URL は、熊本市市民公益活動支援基金ホームページでお知らせします。

7 助成審査について

(1) 審査基準及び審査

- ・申請書類に対して、下記の2項目をもとに、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下、委員会という。）で審査されます。
合計点が高い事業から順に委員会の協議の上、採択事業を選定します。
- ・なお、審査の結果が同点の場合は、「発展性」の合計点が高い事業を優先し、委員会の協議の上選定します。
- ・助成金の趣旨に適さないと判断される場合等は、不採択になる場合があります。

項目	説明	配点
発展性	活動者及び参加者の地域活動やボランティアへの参加の意欲を向上させる見込みがある。	5
公益性 ・ ボランティア性	地域や不特定多数の人への利益増進に寄与するなど、公益的な効果が見込める。	5

(2) 選考について

委員会が行った審査結果に基づいて、熊本市が助成決定します。ただし、申請された助成金額の総額が、助成予算の範囲内の場合、上記審査を省略し、助成を決定することがあります。

8 審査結果（交付決定）について

交付決定は、令和6年（2024年）7月末～8月上旬頃までに、結果を通知いたします。
また、熊本市市民公益活動支援基金ホームページでも交付決定団体一覧を公表いたします。
なお、採否の理由に関する問い合わせは、受付いたしません。

9 その他



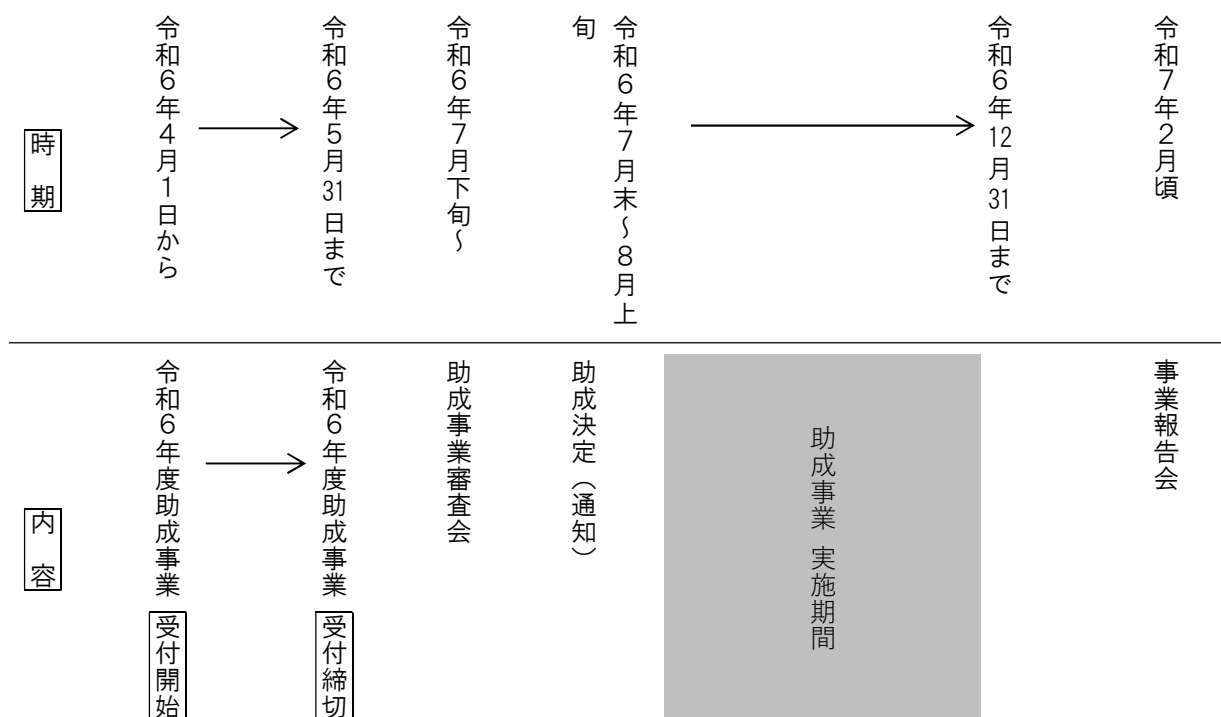
- (1) 公正性、透明性を高めるため、助成事業の内容、成果等は公開させていただきます。
- (2) 令和7年（2025年）2月以降に、助成事業報告会を開催予定です。可能な限りご協力ください。また、あいぽーと情報誌等への取材協力をお願いすることがあります。
- (3) 事業実施にあたり、助成事業で作成したパンフレット、ポスター等の成果物や団体のホームページには、当基金からの助成を受けていることを掲載してください。

- (4) 委員会の審査にあたっては、費用（購入する用品・謝礼等）が高額である・購入数が多い等、事業内容に大きな影響がある場合は、事業の内容、効果等を考慮して、総合的に審査されます。
- (5) 事業計画・実施にあたっては、助成決定後、新型コロナウイルス感染等拡大防止のため、事業実施時の状況により、事業の制限等をお願いすることがあります。これに伴う事業計画の変更によって、助成金交付額の減額をすることがあります。
- (6) 当助成事業の今後の運営を検討するため、助成事業終了時にアンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。

10 個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報の利用及び管理は「熊本市個人情報保護条例」に基づいて適正に取り扱います。

11 令和6年度（2024年度）こども・学生ボランティア助成事業のながれ



12 実績報告と精算手続きについて

- (1) 助成事業が完了した団体は、実績報告書（様式第8号）、事業収支決算書（様式第9号）、事業領収証等の経費の支出を証する書類及びその写し並びに事業の成果を証する書類等を添えて（以下「実績報告書等」という。）、**事業終了後30日以内**に提出してください。
- (2) 助成金の支払いは、原則として事業終了後となります。助成事業の性質上、年度途中で助成金を交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して概算額を交付することができます。
- (3) 助成金の交付決定後、交付対象の経費の内容等を変更または中止しようとするときは 変更等申請書（様式第6号）を提出してください。
- (4) 助成事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）はいつでも見られるように整理しておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、助成金の交付に係る会計年度終了後、5年間保管してください。
- (5) 事業終了後、事業の実施状況及び経理状況について、団体の事務所等において、実地調査をする場合があります。

13 助成金の交付取り消しと返還



次のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、返還をしていただく場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 不正な手段によって助成を受けたとき
- (2) 助成決定事業以外の経費に流用したとき
- (3) 交付した助成金に余剰金が生じたとき
- (4) 助成事業を変更、中止又は廃止したとき、若しくは、助成事業が予定期間内に完了しないとき※
- (5) 助成対象事業が熊本市の他の助成等を受けていたことが判明したとき
- (6) 助成対象事業が熊本市以外の助成等を受けていて、交付決定額がその助成金控除後の当基金助成額を超えていることが判明したとき
- (7) その他、熊本市が定める要綱に違反した場合

※（4）について、新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない事情による場合であつて、事前に協議・変更申請を行ったものを除きます。ただし、変更後の助成事業の実施期間は令和6年（2024年）12月31日を超えることはできません。

※（6）について、同一事業において、本市以外の助成を受ける場合、申請書にあらかじめ記載してください。虚偽の申請・報告にあたる場合は、控除は行わず、全額返還を求める場合があります。

助成金の返還

- (1) 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがあります。この場合におい

て、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。

(2) 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の助成金等があるときは、当該他の助成金等の交付を一時停止することがあります。

【お問い合わせ先】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

電話 096-366-0168

FAX 096-366-8830

E-mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp

ホームページは
[こちら](#)



熊本市市民公益活動支援基金

